

議案第69号

福岡市介護保険資金貸付基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、基金による貸付事業の対象者の範囲を拡大する必要があるによる。

福岡市介護保険資金貸付基金条例の一部を改正する条例

福岡市介護保険資金貸付基金条例（平成12年福岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「されるもの」の次に「又は同法の規定による介護予防・日常生活支援総合事業により支給されるもの」を加え、「次に」を「，次に」に改め，同条に次の1号を加える。

(3) 高額介護予防サービス費に相当する費用として支給される事業費

附 則

この条例は，平成29年4月1日から施行する。